

第 9 6 回運営委員会の協議状況

日 時 平成 22 年 2 月 12 日 (金) 13:30~16:20
 場 所 西宮市男女共同参画センター ウェーブ 411 学習室
 出席者 (委員) 松本(誠)、川谷、長峯、岡田、佐々木、中川、池淵、法西、村岡、草薙、田村、土谷
 (河川管理者) 松本、土居、野村、古高、杉浦、長田、志茂、吉栖、吹田、岩間、前田、伊藤、平塚
 (コンサルタント) 富士川、土居、釜谷

内容 (協議結果)

1 武庫川水系河川整備計画 (原案) に対する論点の整理について

第 57 回流域委員会の審議内容、論点整理に向けた当面のスケジュールについて協議し、以下のことを確認した。

(1) 第 57 回流域委員会の審議内容

- ① 既存ダムの検討状況について説明及び質疑を行う。
- ② フォローアップ委員会と整備計画や総合治水推進計画との関係、整備計画を変更する場合に設置する新たな流域委員会との関係等、フォローアップ体制についての全体的な枠組みを県から具体的に説明する。
- ③ 意見書の扱いについては、意見書の提出状況を踏まえ第 97 回運営委員会で協議することとする。

(2) 論点の整理

審議における論点の整理に先立ち、意見書の内容を以下のとおり分類整理する。

- ① 内容を質問と意見に分類する。
- ② 質問と意見を下記の 7 つの視点で分類する。

	分類	項目の例示
1	整備計画 (原案) と総合治水推進計画 (県原案) の位置づけに関すること	
2	整備目標に関すること	・ 目標流量 3,510m ³ /s ・ 整備箇所個々の地点の目標、期間 等
3	流量配分等に関すること	・ 河道 (掘削、堤防、構造物) ・ 洪水調節施設 (既存ダム活用、新規ダム、遊水地等) ・ 流域対策 等
4	減災対策に関すること	・ 危機管理、避難体制 ・ まちづくりとの連携 等
5	環境対策に関すること	
6	推進体制に関すること	・ 今後の推進体制 ・ 河川整備計画フォローアップ委員会 (仮称) ・ 流域連携 等
7	その他	

(3) 意見書の提出

- ① 意見書の提出期限を 2 月 16 日 (火) 正午とする。
- ② 県は、上記期限内に提出された意見書の内容を分類整理した一覧表及び 2 月 17 日 (水) 正午までに提出された意見書本文を、2 月 17 日 (水) に開催する第 97 回運営委員会の資料として配布する。
- ③ 委員は、分類整理を容易にするため、可能な限り箇条書きで記載する。
- ④ 既存ダム (青野ダムの予備放流容量の拡大を除く) 及び新規ダムについては、それぞれ第 57 回流域委員会及び第 58 回流域委員会で県からの説明を聞いた後に意見書を提出する。

(主な意見等)

- ・ 基本方針の原案審議に際しては、文言・文章の加筆修正等の細部に対する意見があった。整備計画の原案審議では、細部の指摘について審議の必要がないと判断されるものについては県の方ですみやかに修正してもらえば良いのではないかと。
- ・ 意見書は各委員の思い入れに基づいて作成されるものであり、細部の指摘か否かの判断は難しいのではないかと。
- ・ 総合治水推進計画（県原案）に基づいて堤内地での施策も含めて行ってもらうのは良いが、川とまちづくりの連携などの取り組みは、整備計画（原案）に含まれていないと思われる。計画期間が 20 年間あるので、これらの取り組みについて、着眼点として入れておくことを論点として議論したい。
- ・ 整備計画（原案）と総合治水推進計画（県原案）の 2 本立てとなっていることは、現行制度の下では仕方がないと思う。まちづくりは基礎自治体が担っており、これが、ぎりぎりのスキームではないかと。
- ・ 都市計画法や建築基準法は利便性の面から成り立っており、それらの法的な統合を検討することはゼロからのスタートとなる。制度設計まで踏み込んで議論するのは時間的にも難しいと思う。
- ・ 整備計画（原案）と総合治水推進計画（県原案）の位置づけに関連して、現行の法制度等の枠組みでは実行できない内容もあると思っている。制度の改善を提案していくことも議論する必要があると思う。
- ・ 整備計画（原案）において、大きな枠組みの中で総合治水を推進していくことを示すものが総合治水推進計画（県原案）であることを記載できていないように感じるが、県は武庫川を総合治水のモデル河川として推進することを表明し、組織体制も整備しているなど方向性をもっていることを考慮すると、これは原案の修文により解消される問題であり、原案の枠組みを変えるほどの問題ではないと思う。現行制度の枠内で総合治水に取り組むことを明確にすることでよいと思う。ただし、考え方の整理はしておくべきである。
- ・ 第 56 回流域委員会で、昭和 36 年 6 月洪水を上流から下流まで通して流れるように計画していると説明したことに対して、流域内で一滴も溢れないようになっていくという誤解を招いているかもしれない。中山間部の支川の一部では、昭和 36 年 6 月洪水で溢れる箇所が部分的にある。そういう箇所であっても、近年洪水被害がなく、地元から河川改修要望もないような箇所であれば、整備の優先順位は低いと考えて、今回は整備箇所としていない。流域全体で一滴もあふれないということではない。（県）
- ・ 一滴もあふれないはずがない。支流では溢れるところもあるはずである。
- ・ 整備計画（原案）の審議は、計画論についての議論であることを十分認識し、実施時に検討するような内容とは区別して考えるべきである。
- ・ 次回流域委員会では、意見書を分類整理した結果について県から説明してもらうのが良いのではないかと。

2 その他

傍聴者などからの資料請求について、流域委員会開催中は以下の「基本的な考え方」に基づいて対応することを確認した。

○基本的な考え方

(1) 傍聴者など一般住民からの情報提供依頼に対する対応方針

河川整備計画の検討や流域委員会での審議過程で作成済みで、公開可能な情報は、随時、資料提供する。その他の資料については直近の運営委員会で取り扱いを協議する。

(2) (1)の資料提供に関する流域委員会への対応方針

流域委員会の審議に関係すると考えられる資料は、直近の流域委員会で参考資料として配付する。

◆ 第 9 6 回運営委員会配付資料

資料 1 傍聴者などからの資料請求についての対応